

東郷町立高嶺小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

◇はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校児童全員が、楽しく豊かな小学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。
(「いじめ防止対策推進法」より)

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

2 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) 朝会や学級での指導を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- (2) 研修・指導を通して、教職員、児童の人権尊重の意識を高める。
- (3) 児童一人一人にとって集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- (4) 教師が分かる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を高める。
- (5) いじめ問題について、保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察・児童相談所との連携を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組

(1) いじめの未然防止

【学校の取組】

- いじめの定義や、いじめを見て見ないふりをするともいじめにつながることを知る授業を実施する。
- 児童がお互いの長所や価値観の違いを知る活動を実施する。
- 学級のルールを守るなどの規範意識を高める。
- 人との関わり方を身に付けさせるためのソーシャルトレーニング等を行う。
- 友達と分かり合える楽しさやうれしさが実感できるグループ活動や係活動の工夫をする。
- 話し合い活動を活発にし、コミュニケーション力を身に付けさせる。
- 人権教育・情報モラル教育を実践する。
- 人につられない正しい判断力の育成をする。
- いじめのサインに気付けるように、児童とのコミュニケーションに努め、観察する。
- 相談しやすい雰囲気をつくる。

【保護者へのお願いしたい取組】

- 自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- さまざまな機会を通して、善悪の判断力を育成する。
- 携帯電話、スマートフォン、インターネット、ゲーム等の約束づくりをする。
- 家庭内の金品を管理する。
- 挨拶を励行する。
- 日常的、積極的に子どもと会話をする。
- 子どもに関心をもち、子どもの寂しさやストレスに気付く。
- 子どものがんばりを認めて褒め、いけないことははっきり叱る。
- 地域の活動に積極的に参加する。

(2) いじめの早期発見

【学校の取組】

- 集団から離れて一人でのいる児童に声をかける。
- 教育相談や個別相談による情報収集をする。
- 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合の原因を追求する。
- 休み時間や給食時の人間関係を観察する。

(3) いじめへの早期対応

【学校の取組】(◇いじめられた側、◆いじめた側)

- ◇全教職員が協力して解決に当たる。
- ◇本人や周囲から親身になって聞き取りをし、本人や保護者の苦しみを受け止め、迅速に初期対応をする。
- ◇安心して学習や生活をする場所を確保する。
- ◇放課や登下校時に被害が継続しない取組をする。
- ◇いじめの原因や背景を究明し、根本的な解決をする。
- ◇苦しい心情への共感をし、いじめから守る約束をする。
- ◆事実を確認し、いじめは絶対に許さない毅然とした態度で阻止をする。
- ◆相手の心の痛みに気付かせる指導をする。
- ◆いじめの原因や背景を調査し、根本的な解決を図る。
- ◆関係機関と連携を図る（教育委員会・警察・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等）。
- 直接関係のない児童には、傍観することがいじめに加担することと同じであることを教え、いじめられた児童の苦しさへの理解を促す。
- 強い児童の言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さを指導する。

【保護者への働きかけ】

- 日常的、積極的な子どもとの会話。
- 服装の乱れやけがのチェック。
- 子ども持ち物の紛失や増加に注意。
- 家庭内の金品の紛失に注意。

【保護者への働きかけ】

- わが子を守る強い姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情を把握する。
- 問題解決へ向けた学校方針への理解と協力を促す。
- いじめられた児童を守る対応をすることへの理解を促す。
- 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く。
- 被害児童、保護者への対応（謝罪等）を話し合う。
- いじめに気付いた場合、傍観者とならず、学校や関係者に通告できるように指導する。
- どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成する。

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめの疑いが発覚した場合は、速やかに対策チームを組織し、情報収集に努める。またその旨を教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、その後の対応などを相談する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・援助

- (1) いじめの疑いが発覚した場合は、保護者に情報収集する旨を事前に伝える。但し、連絡がつかない場合はその限りではない。
- (2) 情報収集後、保護者に事実関係を明確に伝える。いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒（謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む）を加えることがある。